

池田町木材利用基本方針

この基本方針は、国の脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成 22 年法律第 36 号。以下「法」という。）第 11 条第 1 項の規定および公共建築物における木材の利用の促進に関する基本方針（令和 3 年 10 月 1 日木材利用推進本部決定。以下「国基本方針」という。）および福井県木材利用方針（令和 4 年 4 月改定）に基づき、池田町における木材の利用促進に関する方針等を定めるものである。

1. 木材利用の目的

脱炭素社会に向けた行動変革は、温暖化等の環境問題・エネルギー問題に対応するため持続可能な地域社会を目指した取組みが必要となっている。池田町のような小規模なまちにおいても、自然エネルギーの活用など脱炭素社会の実現に向けた循環型社会の構築が必要不可欠になっている。

池田町においては、令和元年度より「木望の森 100 年プロジェクト」として、まちの豊かさの基盤となってきた「森林」を将来につなぐための林業総合政策に取り組んでいる。木望の森 100 年プロジェクトは、池田町の森林を適正に管理し、3 区分の森づくりを推進するとともに、木材の循環利用を実現しながら、農村の生活文化に密着してきた「森林利用文化」と、「森林林産業」を次世代につなぎ、持続的なまちづくりを実現することを目的とするものである。

町産材を利用することにより、地域林業や木材産業の活性化、雇用の場の創出につながるほか、エネルギー利用による地域内循環を実現し、森林の適正な区分が進むことにより町土の保全や水源かん養などの森林の多面的機能を高度に発揮することができる。

また、森林は大気中の二酸化炭素を吸収し、木材として利用した場合は長期間炭素を貯蔵でき、木材の製造時のエネルギー消費が比較的少なく、再生産可能な資源であり、エネルギー源として燃やしても待機中の二酸化炭素濃度に影響を与えない「カーボンニュートラル」の特性を有する。森林および木材の持つ特性を活かし、木材の利用を拡大し、森林の適正な整備を促進することは、脱炭素社会の実現とともに地球温暖化の防止、治山、生物多様性にも大きく貢献するものである。

加えて、木材は、断熱性、調湿性等に優れ、紫外線を吸収する効果、衝撃を緩和する効果などの性質を有し、やわらかくあたたかみある素材である。木の香りで人をリラックスさせたり、集中力を高めるなど心理面・身体面・学習面等での効果も期待される。建築から内装まで幅広く活用でき、建築物や什器類など幅広い製品に利用することにより、快適な生活空間の形成に貢献する資材である。また、加工しやすく子どもから大人まで誰もが扱いやすいため、自然に触れる素材として非常に有用であり、木の文化継承にも役立つものである。

これらのことを踏まえ、池田町では公共建築物等での木造化・木質化および公共工事での木材利用のみならず、これまで木材の利用が低位であった非住宅の建築物や中大規模建築物を含め建築物全体における木材利用、また、什器やおもちゃなど多様な製品への木材利用、また、エネルギー源としての木材利用など幅広く活用し、特に町産材の利用を積極的に推進するものとする。

2. 木材利用の基本的方向性

池田町における木材利用においては、積極的に町産材を供給し利用することとする。町産材供給においては地域事業者との連携によって最適な流通を計画し、木材の価値を最大化するとともに、木望の森100年プロジェクトが目指す森づくりの考え方にもとづき、適正な森林施業によって生産される木材を使用し、町の森林整備促進に寄与する木材利用とする。

また、県の条例「みんなでつかおう「ふくいの木」促進条例」（平成29年福井県条例第23号。以下「県条例」という。）の趣旨をふまえ、建築物における木材の利用の促進に努めるものとする。

また、町は、木造建築物の普及、木材利用に関する技術的情報の提供、木造建築物の設計および施工に関する知識および技能を有する人材の育成等に取り組むものとする。

(1) 木材供給の方向性

池田町産材活用においては準備段階から関連部局および事業者との情報共有をはかり、積極的な活用に向けて取り組むこととする。また町産材の価値を高めるための製材・木取りを考慮し、木材のカスケード利用に努めるとともに、利用側主導とせず供給側の原木品質や森林から伐採された木材全量の有効利用等も踏まえた利用を図るものとする。町産材の活用が困難な場合には県産材を積極的に活用することとし、県内事業者との連携も図るものとする。

(2) 木材利用先の方向性

木材利用においては町産材を積極的に活用することとし、特にスギ材を活かすことを重視して建築、内装、家具、燃料等に幅広く利用する。

ア 建築材・内装材

建築材料としての木材の利用促進の観点から、公共建築物については積極的な木造化を推進し、木造化が困難と判断されるものを含め、内装等の木質化を促進する。また、住宅建築における木材利用を推進するため、新築およびリノベーションをする者に対し設計に関する情報提供を行うほか、建築の担い手の育成にも努めることとする。

イ 土木資材・ランドスケープ資材

建築材料以外の木材の利用の促進の観点から、土木・農林等の公共工事に利

用可能な土木資材（チップ等含む）としての活用のほか、池田町の環境保全・景観保全に資するランドスケープ資材としての活用を促進する。

ウ 家具材・オフィス製品等

公共建築物等において使用される机、いす、書棚等の備品及び紙類、文具類等の消耗品について、木材をその原材料として使用したものの利用の促進を図る。

エ 木質バイオマス燃料材

木質バイオマスを燃料とする暖房器具やボイラーの導入について、木質バイオマスの安定的な供給の確保や公共建築物の適切な維持管理の必要性を考慮しつつ、その促進を図るものとする。

(3) 木材利用と森林の適正な整備の両立

木材利用推進にあたっては、木望の森100年プロジェクトにもとづき、森林の有する多面的機能の発揮と木材の安定的な供給とが調和する、森林資源の持続的かつ循環的な利用を行うことを前提とする。そのため、池田町森林整備計画にもとづき、適正な整備の実行、無秩序な伐採の防止、的確な再生林の確保など、担当部局においては木材供給および利用と森林の適正な整備の両立が図られるよう取組むものとする。

3. 町の公共建築物・公共土木工事等における木材利用促進

町が整備する公共建築物等の新築や改築、または土木・農林等の公共工事等における木材の利用に関しては、原則町産材を利用する。

(1) 木材の利用を促進すべき公共建築物

法に基づき木材の利用を促進すべき公共建築物は、次のとおりとする。

ア 地方公共団体が整備する公共の用又は公用に供する建築物

これらの建築物には、広く町民の利用に供される学校、社会福祉施設（老人ホーム、こども園等）、診療所、運動施設（体育館等）、社会教育施設（図書館、公民館等）、町営住宅等の建築物のほか、地方公共団体の事務・事業に供される庁舎等が含まれる。

イ 地方公共団体以外の者が整備するアに準ずる建築物

これらの建築物には、地方公共団体以外の者が整備する建築物であって、当該建築物を活用して実施される事業が、広く県民に利用され、県民の文化・福祉の向上に資するなど公共性が高いと認められる学校、社会福祉施設（老人ホーム、こども園等）、診療所、運動施設（体育館等）、社会教育施設（図書館等）、公共交通機関の旅客施設及び道路の休憩所の建築物が含まれる。

(2) 公共建築物における積極的な木造化の推進

公共建築物の整備においては、3の木材の利用を促進すべき公共建築物のうち、

建築基準法その他の法令に基づく基準において耐火建築物とすること又は主要構造部を耐火構造とすることが求められていない低層の公共建築物において、原則木造化するものとする。

ただし、災害時の活動拠点室等を有する災害応急対策活動に必要な施設、治安上又は防衛上の目的等から木造以外の構造とすべき施設、危険物を貯蔵又は使用する施設等のほか、伝統的建築物その他の文化的価値の高い建築物又は博物館内の文化財を収蔵し、若しくは展示する施設など、当該建築物に求められる機能等の観点から、木造化になじまない又は木造化を図ることが困難であると判断されるものについては木造化を促進する対象としないものとする。

また、木造化が困難な場合は、木造と非木造の混構造とすることも検討し、耐火性能や構造強度の確保や建築設計の自由度等を高めることにより、積極的に木造化を促進するものとし、木造以外の構造とする場合でも、内装木質化を積極的に推進するものとする。

(3) 公共工事における環境配慮

すべての公共工事においては、利用可能な工作物・施設に、町産材を最大限活用するとともに、環境負荷の少ない資材である木材製品の利用を積極的に図ることとする。

また特に「福井県認定リサイクル製品」や県産材として紹介されている木製品についても町産材に次いで優先的に利用することとする。また、木材利用における新たな工法・技術の開発にも積極的に取り組むとともに、その情報を他市町や民間の工事等でも利用できるよう普及・PRに努めていくこととする。

さらに「福井県公共事業環境配慮ガイドライン」に沿って、公共空間・公園における環境保全施設や河川工事でも木材利用を推進する。工事においては、水や空気の流れを遮断しないなど地域環境と調和する素材や工法に配慮し、人々が自然に親しめる空間や、生物の生育にも適した水辺環境を創造し、自然環境保全の視点に立った木材利用を推進することとする。

(4) 公共建築物・公共工事における木材の利用の目標

公共建築物における木造化・木質化、あるいは公共工事等における木材の利用に関しては、原則町産材を利用することとし、木材利用推進部局と連携のもと、必要に応じ木材利用検討会を開催し、木材利用に向けた取組方針や目標量について、適切に判断し計画し実行することとする。また、木材を活用したエネルギー供給に取り組むことで、地域全体の木材需要を高める努力を行う。

4. 木材の利用促進のための推進体制

池田町内での木材利用推進体制として、木材利用推進部局が調整者となり、木材利用実施主体と木材供給実施主体等の調整を行うものとし、必要に応じて木材利用

検討会等を開催して適切な実行をはかる。

木材利用推進部局においては、公共建築物・公共工事における木材利用を推進するのみならず、民間企業での木材利用や一般住宅における木材利用を推進するため、実施主体に対し関連補助事業や町産材利用の手法等について、地域住民に対し木材の優れた特性等について情報発信等を行い、木材利用促進に努めることとする。

町の公共建築物および公共工事等における町産材の利用について、事業を計画する各担当部局は、公共建築物の整備計画や公共工事における木材の活用計画等の情報を提供することとし、それをもとに関係部局が連携して木材の利用促進に努めることとする。

また、木材利用検討会の中で取組みの成果について検証するとともに、今後の取組方針や木材の利用の促進に向けた措置の検討等を行う。

5. 木材の供給体制

町は、公共建築物の建築に使用する木材について円滑な供給を図るため、木材の供給に関連する者（素材生産業者・木材市場・製材業者・工務店等）の連携が円滑に行われるよう流通の整備・合理化に努めて、町産材の積極的活用寄予する木材供給体制を整えとともに、品質・性能の確かな乾燥材等が安定的に生産される体制の整備に取り組むものとする。

また、町民や集落の森林整備活動による搬出材を、積極的に建築から燃料まで多様に利用する仕組みとし、地域内の資源循環と経済循環の実現と、町産材の多様な供給体制の整備に取り組むものとする。

6. 木材利用の普及促進

町においては、施設の木造化・木質化・公共事業での木材利用に努めるとともに、**町民**への木材の優れた特性等のPR活動に取り組むこととする。

また、木材の供給先である木材製造業者その他の木材の生産に携わる者は、強度や耐火性に優れる等の品質・性能の高い木質部材の生産及び供給や木材を利用した建築工法等に関する研究および技術の開発に積極的に取り組むものとする。

7. 民間における木材利用

町は観光地をはじめ多くの人々が利用するパブリックスペース等のほか、民間企業等が整備する3の（1）のイの建築物においても積極的に木材が利用されるよう、木材の利用の促進を幅広く呼びかけ、その理解と協力を得るよう務めるものとする。

さらに、町は一般の住宅や倉庫等の建築においてもさらなる木材の利用を普及していくため、効果的な施策の実施や新たな支援等を積極的に行っていくこととする。

建築物を整備する事業者、林業従事者、木材製造業者その他の関係者は、国基本方針および県基本方針および町基本方針等を踏まえ、法第6条の規定に基づき、その事業活動に関して、木材利用の促進に自ら務めるとともに、国、県または町の実

施する木材の利用の促進に関する施策に協力しつつ、建築物における木材の利用の促進に協力するよう努めるものとする。

また、林業従事者、木材製造業者、建築物における木材の利用の促進に取り組む設計者等にあつては、建築物を整備する者のニーズを的確に把握するとともに、これらのニーズに対応した品質の確かな木材の供給およびその品質、価格等に関する正確な情報の提供、木材の具体的な利用方法の提案等に努めるものとする。

8. 町民における木材利用

町民は、法第7条の規定をふまえ、木材の利用の促進に自ら努めるとともに、国、県および町が実施する木材の利用の促進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

9. 木材利用における理解の醸成

建築物における木材の利用を広く、効果的に促進するためには町民の理解の醸成が不可欠であることから、町は、建築用木材および木造建築物の安全性や建築物における木材の利用が、その利用者の心理面、身体面に作用する効果、さらには木材の利用の促進が森林の適正な整備や地球温暖化の防止に及ぼす効果等の普及により、建築物における木材の利用の促進の意義等について町民に分かりやすく示すよう努めるものとする。

特に法第9条に規定する木材利用促進月間および条例第8条に規定するふくいの木の利用推進月間である10月において重点的に、関係事業者が連携し、建築物等における木材利用の意義について、多くの町民の理解が得られ、木材利用が促進されるよう積極的に普及啓発に取り組むものとする。

9. 木材の適切かつ安定的な供給の確保

林業従事者や木材製造業者等の木材の供給に携わる者は、相互に連携し、木材の需給に関する情報の共有や木材の安定的な供給・調達に関する合意形成の促進に取り組むなど、木材の利用が促進されるように木材の適切かつ安定的な供給に努めるものとする。

さらに、木材製造業者その他の木材の生産に携わる者は、強度や耐火性に優れる等の品質・性能の高い建築用木材の生産および供給や、木材を利用した建築工法等に関する研究および技術の開発に積極的に取り組むものとする。